

# FT トクちゃん新聞

Vol.156

11月号

今年も全員インフルエンザ予防接種します！



令和2年11月10日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 決算検討会と継続の大切さ

徳野



毎月第2営業日にその月申告作業をするお客様の**決算検討**と、2か月後が決算月となるお客様の**決算予想検討**を行っています。例えば11月は9月決算と12月決算のお客様についての検討でした。9月も12月も決算が多い月なので**2日にわたって**の検討となりました。徳野以下6名参加で、**各自が当該お客様の試算表等の資料をみて気になる点を担当者に質問する形式**で実施。1社10分～30分程度の時間をかけています。この**検討会の狙い**はいくつかあります。

- ・月初の段階で数字がまとまることになる
- ・**普段の関与で情報を整理**しておくことになる
- ・お客様のことを知る(**答えられない質問をされて、知らないことに気づく**)機会となる
- ・担当者以外の目で見ることによって**一定水準以上の決算作業**となる
- ・質問の意図を端的に表現する訓練になる
- ・経験の浅い人にとっては徳野や先輩の**視点を知る**機会となる



毎月毎月、**人数と時間をかけて繰り返し繰り返し**やってきております。その成果だと思いますが、入社4年の小笠原の質問に、最近「**鋭さ**」のようなものを感じつつあり、継続の大切さを再認識するとともに今後も地道にやっつけていこうと思っております。

## ◆ 特別利子補給制度の収益計上時期

小笠原



新型コロナウイルス感染症に係る特別貸付(日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付など)を受けた事業者様で一定の要件を満たした場合に、貸付に係る利子相当分を助成する「特別利子補給制度」があります。

特別利子補給制度の対象となる場合、最長3年間分の利子補給金(支払利息相当額)が一括で助成されることとなりますが、この補給金の収益計上時期については交付時に全額を収益計上するのではなく、**各事業年度に期間対応させた処理も認められます。**

通常、経費の補填等で支払いを受ける助成金は将来発生する費用に充てることが目的であっても、その**交付を受けた時点で確定した収入**とみなされ、交付された事業年度で収益計上する必要があります。

一方で、特別利子補給制度の場合は、一括で利子補給金を受け取ることとなりますが、実際の支払利息額との差異が発生した場合は**事後的に差額分についての返還、追加交付等の精算手続き**が行われますので交付時ではなく、**支払利息が発生する都度、助成額が確定**していくと考えられる為、各事業年度ごとの支払利息に応じて期間対応をさせた収益計上が可能です。



## ◆ GoToトラベル等国による支援額は一時所得です。

北岡



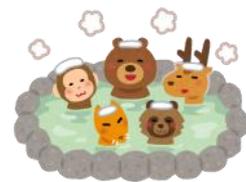
新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ旅行業界を盛り上げようと思った**GoToトラベル**ですが、最近のニュースによると政府は2021年1月末の期限を延長する方向で調整に入ったそうですね。

さてこのGoToトラベルの**旅行代金割引金額**や**地域共通クーポン**についてですが、GoToトラベルサイトの旅行者向けQ&AのQ130によると、

国による支援額(**旅行代金の2分の1相当額**)は、**一時所得に該当**するようです。

他にも、**マイナポイント**や**GoToイート**、すまい給付金、生命保険の解約返戻金なども**一時所得に該当**します。

その年の**一時所得の合計金額が50万円を超え**ると**所得税課税対象**となりますのでご注意ください。



<一時所得の金額の算出方法>

(一時所得に該当する総収入金額 - 収入を得るために直接支出した金額 - 特別控除額50万円) × 1/2

## ◆ 税務スケジュール(11月)

11月10日(火)

・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

弊社より確定申告資料袋が届いている方は、その袋へ資料を入れてください。

11月30日(月)

- ・10月分 社会保険料の納付
- ・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・12月・3月・6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付 第2期分
- ・所得税の予定納税 第2期分(振替納税)

コロナによる納税猶予が認められる場合があります。また、期限延長の場合がございますので最新情報をご確認下さい。

喜多

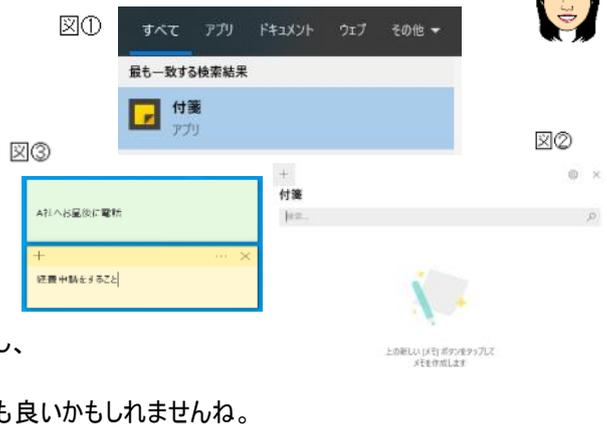


## ◆ 付箋を使って業務の管理をしてみよう

付箋に手書きで用事を書き、机やモニターに貼ってお仕事の管理をしている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？付箋、便利ですよね。

そんな便利な付箋をモニター画面内で使ってみましょう！アプリの検索で「付箋」と入力すると、図①のようなアイコンが出てきます。それを選択すれば図②のようなウインドウが出てきます。左上の「+」を押すと付箋が出てきて、内容を入力することができます。

図③の付箋の右上の「…」を押すと付箋の色が変更できますよ！この付箋は画面内のどこにも移動できるので、目に付く場所に移動し、用事が済めば削除してください。紙の付箋と同じように使えます。ペーパーレスが叫ばれて久しい昨今、付箋もペーパーレスにしてみるのも良いかもしれませんね。



信貴



## ◆ 「大阪府雇用促進支援金」制度がはじまりました。

大阪府で、『大阪府雇用促進支援金』という新たな支援金制度が開始されました。

### ■ 支給の対象

・**新型コロナウイルスの影響による失業者を新たに雇い入れた事業主**  
※令和2年4月1日以降に失業状態になった方。  
令和2年3月31日まで、企業や団体、学校等に在籍していた方も対象。

### ■ 支給額

- ・正規雇用労働者の雇入れ  
… **25万円** (1人あたり)
- ・非正規雇用労働者の雇入れ  
… **12.5万円** (1人あたり) ※申請上限人数無し

### ■ 支給までの流れ

- ①事業主が、**民間人材サービス事業者の求人特集に求人広告を依頼する**
- ②求職者(大阪府在住に限る)が、①の求人に応募する
- ③事業主が求職者を雇入れ、**3か月間** 継続して雇用する
- ④事業主が、支援金の支給申請を行う
- ⑤大阪府から事業主へ、支援金が支給される

①で発生する掲載料や、③で発生する紹介手数料を大阪府が一部支援負担する、という制度のようです。詳しくは、大阪府HPをご確認ください。(Google検索で『雇用促進支援金』と入れるとヒットします。)

大熊



## ◆ スタッフより

岩佐



今年の夏も暑かったですね。永年使っている扇風機がフル活動していました。しかし、酷使してしまったからでしょうか。本体の羽部分を固定している所が壊れてしまいました。。風を送ることに問題ないのですが、扇風機を移動するのがとても面倒なのです。そろそろ買い替え時かぁ。今は羽なしタイプでお掃除が楽なものも出てるし。。そんな事を考えつつ、廃棄するにしてもお掃除しようと思っせと掃除をしました。掃除が終わって綺麗になった扇風機を見ていたら、なんだか捨てるのが勿体なくなり。。いまだ廃棄もせず、部屋に鎮座しています。あああ悩みます。。



## ◆ クイズ

岩佐



世界にはさまざまな税金があります。中にはちょっとユニークなものも。この中で実際に日本にある税金はどれでしょう。  
①営業税 ②入湯税 ③学位税

ハンガリーでは、肥満防止対策として糖分や塩分の高いお菓子、ジュースなどに課税する国民健康製品税(俗称ポテトチップス税)があります。日本でも肥満は他人事ではないかも。将来、ポテトチップス税が導入なんてことも考えられますね。。

(答え)②入湯税  
鉱泉浴場を利用する入湯客に課せられる税金です。環境衛生施設、温泉施設の整備、観光の振興費用に使われています。(標準課税は一人一日当たり150円)

